

## 一般社団法人栃木県病院薬剤師会 会員規程

### (目的)

第 1 条 本規程は一般社団法人栃木県病院薬剤師会(以下、栃病薬という)定款第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条及び定款細則第 1 条、第 2 条に定める会員の権利と義務を定めることと栃病薬の運営を円滑に実施することを目的とする。

### (会員の資格)

第 2 条 定款第 3 条の栃病薬の目的及び第 4 条の事業に賛同する個人または団体であり、定款第 5 条の資格を有する個人または団体を会員とする。  
2 会員の種類は定款第 5 条にあげた種類とする。

### (会員の権利)

第 3 条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。)に規定された次の各号に掲げる社員としての権利を行使することができる。  
(1)法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)  
(2)法人法第 32 条第 2 項の権利(社員名簿の閲覧等)  
(3)法人法第 50 条第 6 項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)  
(4)法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利(議決権行使書面等の閲覧等)  
(5)法人法第 57 条第 4 項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)  
(6)法人法第 129 条第 3 項の権利(計算書類等の閲覧等)  
(7)法人法第 229 条第 2 項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)  
(8)法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利(合併契約等の閲覧等)  
2 正会員は、定款第 19 条にあるように社員総会(以下「総会」という。)に出席し議決権を持つ。  
(1)正会員の議決権の 5 分の 1 以上により所定の手続きを踏んだ場合、総会開催の請求ができる。(定款第 20 条の 2)  
(2)正会員は、総会に出席し次に掲げる事項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める事項に議決権を持つ。(定款第 21 条)  
① 事業計画及び予算の承認  
② 事業報告及び計算書類の承認  
③ 理事、監事の選任及び解任  
④ 理事及び監事の報酬などの額及びその支給基準  
⑤ 役員の実任の免職  
⑥ 名誉会員の推薦の同意  
⑦ 会員の除名  
⑧ 定款の変更  
⑨ 合併に関する事項  
⑩ 解散に関する事項  
⑪ 理事会が付議した事項  
⑫ その他定款に定められた事項  
(3)正会員は、総会に出席できない場合所定の手続きを経て代理人にその議決権を代理行使させることができる。(定款第 22 条の 2)  
(4)正会員は、所定の手続きを経て総会の議長に選出される権利を有する。(定款第 23 条)  
(5)正会員は所定の手続きを経て栃病薬の役員(理事、監事)に立候補できる権利を有する。(定款細則第 3 条)  
3 特別会員、賛助会員、名誉会員は総会に出席することはできるが議決権を有しない。(定款第 5 条の 4、第 22 条 3)  
4 正会員、特別会員、賛助会員及び名誉会員は、「栃病薬会員名簿」並びに「栃木県病院薬剤師会誌」の配布を受けることができる。  
5 正会員、特別会員は、「日本病院薬剤師会雑誌」の配布を受けることができる。  
6 賛助会員としてではなく、本会への寄附を申し出いただく場合には協賛会社として前 4 項の配布を受けることができる。

### (会員の義務)

第 4 条 正会員、特別会員は一般社団法人日本病院薬剤師会の会員となる。(定款第 5 条の 2)  
2 正会員、特別会員及び賛助会員は栃病薬所定の会費及び負担金を支払う義務を負う。(定款第 7

条の1)

- 3 名誉会員は会費の納入を要しない。(定款第7条の2)

(入会)

第5条 定款第6条に従い、入会を希望する個人及び団体は栃病薬会長に所定の届け出を行う。

(退会)

第6条 定款第8条に従い、会員は栃病薬会長に所定の届け出を行うことで任意にいつでも退会できる。但し、定款第8条の2にあたる場合には退会したものとみなす。

また、定款第9条にあるように栃病薬の名誉毀損または目的主旨に反する行為があった場合、所定の手続きを経て除名される場合がある。

- 2 会員資格喪失に伴う権利及び義務は定款第10条に従う。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は総会で行うことができる。

附則

本規程は平成24年4月2日より実施する。